

保護者の方へ

インフルエンザに罹患した場合、または疑いが強い場合には、速やかに学校へご連絡いただき、学校を欠席して療養してください。

氏名等を記入した『インフルエンザ罹患証明書』を医療機関に持参し記入していただいでください。登校再開時に『インフルエンザ罹患証明書』を学校へ持参し担任教諭へ提出してください。

診断時の受診で医療機関に記入していただければ証明書発行のための再受診は不要となりますのでインフルエンザが疑われる場合の受診の際には『インフルエンザ罹患証明書』を本学高校ホームページよりダウンロードして持参の上受診してください。

証明書発行にかかる費用に関しては医療機関によって違います。費用が発生してしまう場合はご家庭の負担とさせていただきますので予めご承知おきください。

また、医療機関が発行する別の書式で提出することも可能です。

その場合は本学の『インフルエンザ罹患証明書』の内容が含まれているものとします。

別の書式を使用する際は医療機関から発行されたものと本学の『インフルエンザ罹患証明書』の保護者欄のみを記入したものとを合わせて提出してください。

上記の用紙の提出により学校感染症への措置として欠席扱いにはいたしません。

この期間は、学校内での感染拡大を防止するため、またご本人の病状が重篤化しないための重要な安静期間となります。

尚、病状、欠席期間によっては医師の意見書等を提出していただく場合があります。

インフルエンザ以外の学校感染症に罹患した場合には、本学高校ホームページにある『登校開始許可証明書』を使用してください。

学校保健安全法施行規則（文部科学省令）における「感染症の予防」関連の条文

第十八条・第十九条(抜粋)

第二種の感染症 インフルエンザ

(特定鳥インフルエンザを除く)。

出席停止期間(基準)

インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)にあっては

発症した後五日を経過しかつ解熱後二日を経過するまで

但し、病状により学校医、その他の医師において感染の恐れがないと認められた時はこの限りではない